



※環境保全や災害防止に配慮し、最下流に調整池・沈砂池を設け下流への濁水防止を行います。

(受入れる残土)
・建設工事から発生し、工事現場外に搬出されるもののうち、盛土、土地造成等に利用可能なもの(コーン指数300N/m³以上)で、産業廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊等)を含まないもの

(事業所の運営)
受入時間: 8:30~17:00(12:00~13:00を除く)
休 所 日: 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から翌1月3日までの日
(ただし、センター代表理事が必要と認めたときに、地元了解を得て休所日や受入時間の変更を行うことがあります。)
管 理: 地元関係者の管理員が常駐し、搬入土量及び土質の確認を行うと共に、コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、金属、プラスチック等の産業廃棄物が混入しないようチェックを行っています。
環境整備: 水質調査の実施、タイヤ洗浄施設(洗浄機、プール)の設置、公道清掃(散水車、人力)の実施、仕上げ工事(道路舗装等)の実施
そ の 他: 林地開発許可看板、工事看板の設置 等

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町二丁目23番地
公益財団法人鳥取県建設技術センター
TEL (0858)26-6051(代) (0858)26-6089(直) FAX(0858)26-6004

* 建設技術センターは、昭和57年に鳥取県・市町村・鳥取県建設業協会の出資により設置された団体です。

建設発生土受入事業の概要

建設発生土受入事業所は県、市町村が発注する公共事業で発生する建設発生土を処分する場所です。鳥取県建設技術センターでは、工事発注者が責任を持って適正な処理ができるよう災害や環境に配慮した工法で、建設発生土の受け入れを行っています。

【事業完了後の活用事例】



法勝寺事業所：西伯郡西伯町法勝寺 (H9完了)
集成材工場 (協同組合 レングス)



高千穂事業所：東伯郡大栄町高千穂 (H20完了)
太陽光発電所



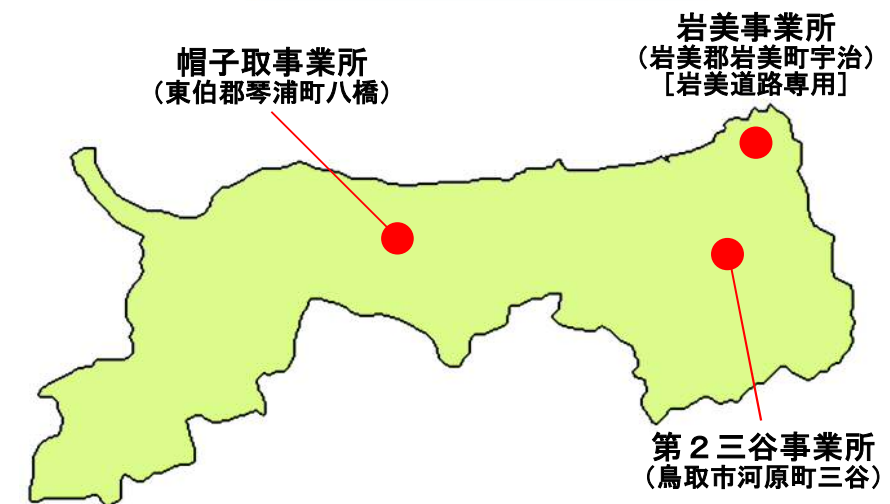
下石見事業所：日野郡日南町下石見 (H15完了)
木材加工会社 (株式会社オロチ)



第2三代寺事業所：鳥取市国府町三代寺 (H26完了予定)
広場・農地等

※所在地は事業当時のもの

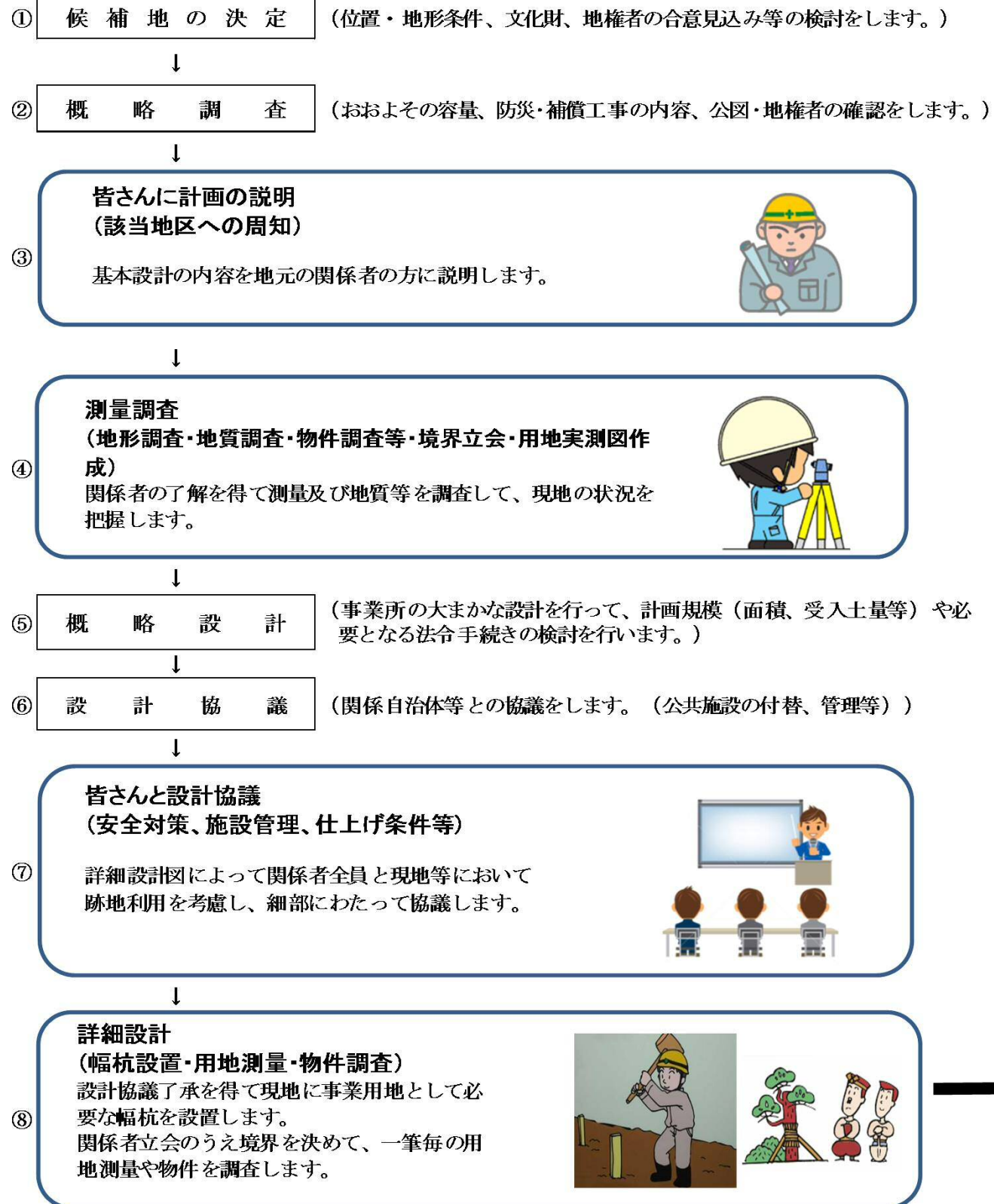
平成27年度稼働事業所



◎ 事業の役割

公共工事の実施に伴って発生する建設発生土を適正に処理することは、公共工事を発注する者の責務であるが、建設発生土の処分場の確保には多大な労力と、時間を要し、個々の公共工事ごとに対応することは、著しく効率性を欠くこととなります。このため、当センターでは鳥取県と協働して建設発生土の受入地の確保をし、建設発生土の処分及び活用をより効率的に行い、もって、公共工事の円滑な実施及び事業効果の早期発現による県民の利便性の向上や安心・安全に資するものであります。

◎ 事業の進め方



⑨ 地元への最終説明と合意 (協定書、覚書、同意書等)

⑩ 諸手続
(鳥取県開発事業指導要綱、森林法、農振法、農地法、土地改良法、景観法、文化財保護法、土壌汚染対策法等)

地元関係者と覚書等を結び、林地開発行為許可等諸法令の許認可の手続きを行います。

⑪ 借地代や補償などの相談
(借地・移転補償契約)

関係者と用地借地交渉をします。
契約締結のうえ、借地料(年度末)と移転補償金の支払いをします。

⑫ 防災工事
(暗渠排水、防災調整池、沈砂池)
場内工事
(搬入路、ダンプ洗浄機等)

暗渠排水、沈砂池、防災調整池、ダンプ洗車場、タイヤ洗浄機等を設け防災、環境対策等に努めます。

⑬ 建設発生土の受入
(造成工事)

事業所に管理員が常駐して運営するとともに、現場の安全確保をしながら、建設発生土を利用して造成工事を行います。

⑭ 事業地の返還、跡地利用

跡地利用に沿った形状にして地権者へ返還し、農地等として利用されます。